

「球磨川水系河川整備計画原案」の公聴会開催の問題点について

【趣旨】

- 国・県による、流水型川辺川ダムの推進という“結論ありき”の、形骸的でずさんな手続きであり、本来の「住民参加」「住民の意見の反映」とは大きくかけ離れたものである
- 短い告知期間、限られた開催回数、限られた公述人枠、限られた傍聴者の中で行われる今回の公聴会は、行政運営における公正の確保および透明性の点で大きな問題をはらんでいる
- 河川整備計画策定への住民の意見反映を義務付けた河川法（第16条の2第3項※後述）の趣旨を、意図的に狭義で解釈しており、今回の公聴会のあり方は、重大な河川法違反である
- 国と県は、流域住民ならびに納税者である県民、国民の意見と権利、民主主義を軽視した公聴会開催を行おうとしている。流域住民も含めた、県民の大きな関心事である球磨川の河川整備計画原案について、世間一般からとうてい理解が得られるものではない

【主な問題点】

● 公述人・傍聴者募集告知期間が異例の短さ

計画原案の公表と公述人募集開始（4月4日）から申込締切（4月15日）までわずか9日、傍聴申込締切（4月20日）までわずか16日。きわめて短期間の告知であり、多数の流域住民や被災者が「知らなかった」「知った時にはすでに申込締切が終わっていた」と話している。

球磨川は、かつて長期に渡って流域を翻弄してきた川辺川ダム問題、2009年の中止、水害後の復活という特殊な経緯がある。球磨川水系河川整備計画策定に関しては、地域住民との合意形成が特に不可欠であることは言うまでもない。

● 公聴会の開催期間の短さ、開催回数の少なさ

他の一級河川では、1つの自治体で複数回開催されているにも関わらず、今回の公聴会は4月23日～27日のわずか5日間に、流域の各自治体で1回ずつ、計12会場で開催されるのみであり、異常なまでに短期間に、少ない会場で開催される。

なお、2007年に開催された以前の河川整備基本方針に関する住民説明会「くまがわ・明

日の川づくり報告会」は、2007年5月～11月まで7か月間に渡り、流域と流域外を含む県内53カ所で開催された。

- **公述人の少なさ・偏り**

人口1000人の五木村でも、人口12万人以上の八代市でも各自治体1度しか開催されず、公述人も「6人（1人15分まで）」とされている。人口比で見れば120倍以上の差があり、極めて不公平である。

- **公述人選定方法の不透明性（誰がどのような基準で選定したのか不明）**

公述人「6名」について、定員を超えた場合の選定方法が公開されず、申込締切前に、八代河川国道事務所に問い合わせても、「募集してみなければ定員を超えるかどうか分からないため、定員を超えた場合の選定方法については決めていない」との説明であった。行政運営の手続きを定める行政手続法の精神に反した公聴会、との誹りを免れない。透明性や公平性の確保に関して、行政機関としての国や県の認識が極めて低く、曖昧な責任所在、ずさんな手続きの中で今回の公聴会開催が行われようとしている。

- **公述内容、寄せられた意見に対してどのような形で計画原案に反映させるのかについて説明がない**

河川整備計画原案について寄せられた住民からの意見に対し、計画にどのような形で反映させるのか、国や県が回答するのかわかすすら、示されていない。住民の声を聞くとしておきながら、どのように聞くのかを提示せずに募集している。国も県も、寄せられた住民の意見に対して真摯に受け止める意志がなく、当初より「川辺川ダムを含む原案通りに進める」という結論ありきである。

- **公述に対し返答しないことを前提条件とすることのおかしさ**

公述人の意見に対し、国や県から返答しないことを申込みの際の前提条件にしているが、極めて異常である。意見に対して計画を策定する側が一切返答をしないことは、国土交通省がかつて自ら定めた「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」にも反する。意見募集を行う当初段階から、住民意見を受け止めて計画に反映させる意向が無いと受け止める。

- **公述人を事前申込制にすることのおかしさ**

そもそも発言者を事前申込制にすること自体が異常である。

参考までに、以前の「川づくり報告会」（以前の河川整備基本方針の住民説明会）では、事前申込無しで、会場参加者はその場で誰でも発言することができた。

● 公述人を流域住民に限定することのおかしさ

球磨川の治水計画は流域だけにとどまらず、県民全体の関心事である。また、現在流域を離れて避難生活を送る住民、流域で暮らす高齢の住民を流域外から支援する子どもや親族も多数いる。何より原資は納税者の税金である。にもかかわらず、公聴会での公述人を流域住民に限定させることは、多様で多数の意見を聞き入れることを意図的に阻害しているとの誹りを受けても当然である。

なお、前述の「川づくり報告会」（以前の河川整備基本方針の住民説明会）では、事前申込無しで、流域住民を含め誰でも傍聴することができ、流域以外でも県内で開催された。

● 傍聴者を流域住民に限定し、事前申込制にすることのおかしさ

他の一級河川での公聴会や住民説明会では、流域住民に限らず誰でも会場で傍聴できたり、事前申し込み無しでリアルタイムでオンライン傍聴できている例がある。球磨川水系の「流域住民限定」「事前申込制」「リアルタイムでのオンライン傍聴なし」という形は、非公開性、閉鎖性が極端に高く、公共事業の公聴会の在り方として異例である。

● 公述人申込・傍聴申込手続きの煩雑さ

球磨川流域は県内でも特に高齢化率が高い自治体が多数存在している。公述人申込や傍聴申込手続きが煩雑であり、高齢の住民の多くが、手続きが煩雑なために申し込みないと話している。

● 公述人申込時に「第1希望会場」「第2希望会場」を選択させるおかしさ

発言希望者は、自分の住む地域に関わる意見を申し述べるため、当然ながら自分の住む地域で開催される、その地域の首長や他の地元住民も含めた会場で発言を希望する。さらには、高齢化の進む被災地を含む流域社会にあっては、交通機関に限られる者も少なくない。にも関わらず、公述人申込者に第2希望会場を尋ねることは、合理性・公正性・妥当性の面で大きな問題があり、住民意見を軽視する国と県の姿勢が色濃く表れている。

● 住民の意見を聞く方法を「公聴会」「意見募集」に限定することのおかしさ

河川法では「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定しており、住民意見の反映方法について、公聴会や意見募集のみとは限定していない。

球磨川では、2020年7月球磨川豪雨災害以降～現在まで、河川整備基本方針策定や河川整備計画（原案）策定プロセスにおいて、住民に対する説明会は一度も開催されていない。国や県の検討会等に対し、被災者団体や市民グループから30件以上の意見書や申入書、公開質問状等が提出されているが、それらに対しても、国や県は、無回答、あるいは不十分で部分的な回答しか返していない。

これらの経緯や、過去の川辺川ダムをめぐる経緯を考慮すれば、対話しながら河川管理者としての十分な説明責任を果たすため、意見交換を伴う説明会や、ワークショップ、住民参加型の討論会、検討会等を開催すべきである。こうした機会は、かつて国交省が定めた「公共事業の構想段階におけるプロセスガイドライン」にも例示されている。

住民説明会を開催せず、直接的な意見交換や対話の場を設けずに、今回のような形態で「公聴会」「意見募集」を行うことは、国や県は住民の意見を恣意的、限定的に聴取し、計画原案への批判的な意見に対して当初より反映させる意思が無いことを示している。

河川法第 16 条の 2

4 河川管理者は、前項に規定する場合（注：河川整備計画の案を作成しようとする場合）において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

文責／県民の会・手渡す会